

第 1 回教育委員会

平成 30 年 1 月 10 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第 2 号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案

議案第 2 号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する 規則案

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則（平成 28 年大阪市教育委員会規則第 51 号）を次のように改正する。

第 2 条のうち大阪市立学校管理規則第 17 条の改正規定中「大阪市立第 131 中学校」を「大阪市立水都国際中学校」に、「大阪市立第 21 高等学校」を「大阪市立水都国際高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則(平成28年大阪市
教育委員会規則第51号)(抄)

第2条 大阪市立学校管理規則の一部を次のように改正する。

省 略

第17条の表中

「

大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校
---------------	----------------

」

を

「

大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校
大阪市立 <u>第131</u> 中学校 水都国際中学校	大阪市立 <u>第21</u> 高等学校 水都国際高等学校

」

に改める。

省 略

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について

1 改正の理由

平成 28 年 12 月に、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の規定による公立国際教育学校等管理事業（公設民営学校）を活用し、新たな併設型中高一貫校として大阪市立第 131 中学校及び大阪市立第 21 高等学校を設置し、指定公立国際教育学校等管理法人に学校の管理を行わせることとし、関係条例及び規則の制定・改正を行った。

本校の校名について公募を行い、大阪市立水都国際中学校・高等学校とすることに決定し、昨年 12 月の市会本会議において校名の名称を変更する改正条例案が可決されたところであり、本規則について規定整備を行う必要があるため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

併設型中高一貫校について規定している第 17 条の改正規定について、
「大阪市立第 131 中学校」を「大阪市立水都国際中学校」に、
「大阪市立第 21 高等学校」を「大阪市立水都国際高等学校」に改める。

3 施行期日

公布の日

（参考）

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成 29 年大阪市条例第 81 号）（抄）

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

中学校の表の改正規定中「大阪市立第 131 中学校」を「大阪市立水都国際中学校」に改める。

高等学校の表の改正規定中「大阪市立第 21 高等学校」を「大阪市立水都国際高等学校」に改める。